令和８年度（2026年度） 第３回 道営住宅募集案内

§１．申込から入居までの流れ

申込受付

受付期間　令和８年１１月６日（金）～１１月９日（月）※郵送は期間内必着

受付時間　午前８：４５～午後７：００まで

郵送先　〒080-0018　帯広市西８条南１３丁目２番地
株式会社エーワンホーム　道営住宅係

①申込み資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§２（２枚目）へ →
②入居申込について・・・・・・・・・・・・・・・§４（２枚目）へ →
③申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・§５（３枚目）へ →

抽選会 入居説明会 住戸見学

抽選日時　令和８年１１月１３日（金）　午前１０時から

抽選会場　十勝合同庁舎内　４階　C会議室　（帯広市東３条南３丁目）

①申込み件数が募集住戸数を超えた場合、抽選により当選者を決定します。
②抽選方法はガラポン抽選です。・・・§１３（５枚目）へ →
③当選された方には後日、住宅を見学して頂き、最終的に入居するかどうか決定して頂きます。
その後、当社窓口で入居の説明を行います。
④抽選結果について・・・・・・・・・§１６（９枚目）へ →

書類提出 資格審査

提出期限　令和８年１１月１９日（木）まで

①入居資格審査に必要な書類について、上記提出期限内に提出して頂きます。
②入居資格の有無を審査します。

入居の決定

決定日　令和８年１１月２７日（金）以降

①入居の決定後『北海道営住宅入居決定通知』及び、**敷金（家賃の２ヶ月分）**の納入通知書を郵送致します。
②敷金は下記納入期限までに納入して下さい。

入居手続

手続期限　令和８年１２月８日（火）まで

①北海道指定の金融機関で敷金を納付後、領収書を確認させて頂きます。
②『納付書領収書（写）』、『北海道営住宅入居請書』をご持参ください。

入居開始

入居可能日　令和８年１２月１２日（土）

①入居許可日より家賃が発生します。
②鍵の引渡しは設備等の説明後、『入居許可書』と共に現地にてお渡しします。
③入居可能日から１０日以内に引越を完了して下さい。

§２．申込み資格

①住宅に困窮している方（**持ち家のある方は原則として申込みできません**）
　※現在公営住宅に入居している方・・・§３（２枚目）へ　→
②収入基準の範囲内である方・・・・・・§６（３枚目）へ　→
　一般階層・・・政令月収 158,000円以下の世帯
　裁量階層・・・政令月収 214,000円以下の世帯
③入居を予定する世帯員に暴力団員がいないこと。かつ、警察への照会について同意すること。
　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§８（４枚目）へ　→
④入居を予定する世帯員に道営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金等がないこと。
⑤入居申込みの時点で成年に達していること。（未成年者が婚姻したときは成年とみなします）

§３．現在公営住宅にお住まいの方の申込み資格

現在、公営住宅に入居中の方が道営住宅に申込み可能な要件は次のとおりです。

①特定目的住宅に入居するための要件を満たしている方が、特定目的住宅に入居を希望する場合。
　ただし、現在入居中の住宅が特定目的住宅の場合は除きます。
②浴室のない公営住宅の入居者が、浴室のある道営住宅に入居を希望する場合。
③入居者又は同居者が、疾病等により現在入居中の公営住宅から遠方の医療機関に通院（６ヶ月程度以上）しなければならない場合で、当該医療機関により近い道営住宅に入居を希望する場合。
④入居者又は同居者の親、祖父母、子、孫の居住地から最も近い（概ね２㎞以内）道営住宅に入居を希望する場合。
⑤入居者又は同居者の入居後の転勤等により、現在入居中の公営住宅の市町村以外の道営住宅に入居を希望する場合。(生計を維持する上で転居がやむを得ないと認められる場合に限る)
⑥入居を予定する世帯員数と現在入居中の公営住宅の間取りに応じて、下表に掲げる間取りの道営住宅に入居を希望する場合。

同居者数	現在入居中の公営住宅の間取り	入居を希望する道営住宅の間取り
２人以上	３　ＤＫ　以下	３ＬＤＫ
４人以上	３　ＤＫ　以下	３ＬＤＫ　以上
	３ＬＤＫ	４　ＤＫ　以上
１人以下	３ＬＤＫ　以上	３　ＤＫ　以下

§４．郵送またはインターネットを使った電子申請による入居申込みについて

入居申込みに当たっては、原則持参受付としておりますが、申込みをしようとする道営住宅所在地に居住していないことや持参することが困難な事情がある場合は、郵送による申込みを受付けます。
　※郵送での申込は１１月９日必着（９日の１９：００までに届いていること）
　なお、郵送による申込みについては、次のことに留意してください。
①申込書類に不備があった場合は受付できませんので、記入漏れ・誤記・添付書類の不足等がないよう、提出時に再度内容をご確認ください。
②申込書類に不備がある場合には、記載内容を確認するため、電話によりお問い合わせをするとともに、内容によっては、受付会場に来ていただく場合がありますのでご了解ください。
③受付完了後に抽選カードを送付しますので、返信用封筒（住所・氏名・切手貼付のもの）を同封してください。
④申込書類の不備についての訂正等の補完手続きが受付期間内に終了しない場合は受付できませんので、ご注意願います。
⑤電子申請による受付も行います。なお、電子申請で申込みされる場合は不備があると当選されても取消となってしまいますのでご注意下さい。
　【https://www.harp.lg.jp/SpoJuminWeb/GuestPageHome】に直接アクセスしていただくか【北海道電子自治】で検索して下さい。
　電子申請は、**１１月６日９:００から１１月９日１７:００**までの受付となっております。

§５．申込みに必要なもの

①北海道営住宅入居申込書（１３枚目に申込書、１４枚目に記入例があります。）
②入居される方全員の住所・氏名・生年月日・続柄など関係が確認できるもの
※住民票（記載事項が省略されていないもので、マイナンバー【個人番号】は記載がないもの）や健康保険証等（続柄など関係が確認できるもの）
※免許証では確認できません。保険証は原本を確認させていただきます。
※保険証の写しを郵送で送る際は、当該写しの保険者番号及び被保険者記号・番号等にマスキングを施してください。
③世帯全員の収入を証明する書類・・・・・§７（４枚目）へ　→
④世帯の状況により、必要な書類があります。
※障がい者の方が世帯内にいる場合は、そのことを証明する書類（障害者手帳等）
※母子（父子）世帯および単身者の方は、戸籍謄本（世帯構成が確認できるもの）
※ＤＶ被害者の方は、女性相談支援センター長の証明書又は裁判所の保護命令決定書
※犯罪被害者等の方は、犯罪被害者等であることの申立書
※これから結婚される方は、婚約関係を証明する書類（第三者による証明が必要です。書類はエーワンホームにあります。ただし入居可能日から３ヶ月以内に入籍することが条件となります。）
※離婚予定である方は、離婚を証明する書類。ただし入居可能日までに離婚していることが条件となります。（調停中であれば裁判所又は弁護士が証明したものに限ります。証明するものがなければ、離婚する相手方も同居するものと見なし、所得の確認も必要となります。）
※同性カップルの方は、官公庁が発行するパートナーシップ関係であることを証明する書類又は双方に配偶者がいないことを証する戸籍謄(抄)本と申出書（申出書はエーワンホームにあります。）
⑤北海道営住宅抽選カード（初めて申込む方には受付時に交付します。）

§６．収入基準について

原則として、政令月収が158,000円以下の世帯が申込み可能です。

①収入基準の年収換算表
この表は、収入を得ている方が１人の場合で（給与所得者）、特別控除が無い世帯の例です。詳細は§１５（７枚目）を参照してください。

同居及び別居扶養親族数 ＼ 政令月収			年間税込み総収入（単位：円）					
			０人	１人	２人	３人	４人	５人
入居収入基準	一般階層	158,000 以下	2,967,999 以下	3,511,999 以下	3,995,999 以下	4,471,999 以下	4,947,999 以下	5,423,999 以下
	裁量階層	214,000 以下	3,887,999 以下	4,363,999 以下	4,835,999 以下	5,311,999 以下	5,787,999 以下	6,263,999 以下

②裁量階層について
次の条件に該当する場合は、入居資格が原則で政令月収158,000円までのところを、裁量階層として政令月収214,000円まで拡大されています。裁量階層とは以下の要件に該当する世帯です。

(1)入居申込者又は同居しようとする方に、障害者基本法第２条に規定する障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当する方がいる場合。
㋐身体障害：身体障害者手帳に記載された障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級である場合。
㋑精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する、１級又は２級である場合。
㋒知的障害：上記精神障害と同程度の場合。（重度又は中度の知的障害者と判定された方）
(2)入居申込者本人が60歳以上で、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の場合。
(3)入居申込者又は同居しようとする方に、戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３第１款症の方がいる場合。
(4)入居申込者又は同居しようとする方に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生大臣の認定を受けている方がいる場合。
(5)入居申込者又は同居しようとする方に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいる場合。
(6)入居申込者又は同居しようとする方に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合。
(7)同居者に小学校を卒業するまでの者がいる世帯。
(8)多子世帯。(18歳未満の子が３名以上同居している世帯)
(9)新婚世帯。(結婚して2年以内で、かつ2人の年齢の合計が70歳以下の夫婦の世帯)

§７．収入を証明する書類

申込みの際、世帯全員の収入を確認します。**今現在の収入**（就職が決定している場合も含む）について、下表の区分に応じ、該当する書類を提出してください。なお、当選した場合は該当する書類（源泉徴収票・年金通知ハガキ等についてはコピー）を提出して頂きます。

所得の種類	必要な書類（世帯全員分。該当する区分全てにつき、いずれか一つ提出）
給与所得者(パート・アルバイトも含む)	**給与証明書（直近の１２ヶ月分)を提出してください。** ※お勤め先が令和７年１月１日から現在まで変わらなければ、 **令和７年分の源泉徴収票を提出してください。** ※複数働いている方は、全部の証明書を提出して下さい。
事業所得者	**事業収入申告明細書(直近の１２ヶ月分）を提出してください。用紙は当社にあります。** ※令和７年１月１日から現在まで事業に変更がなければ、**令和７年分の確定申告書控えを提出してください。**
年金所得者	直近の年金支払通知書・年金改定通知書のいずれか一つ。
生活保護受給者	生活保護受給証明書、生活保護決定通知書のいずれか一つ。
無職の場合	無職無収入申出書（用紙は１７枚目にあります）

§８．暴力団員の入居の制限等について

①新たに入居しようとする世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は入居できません。
②入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認めません。
③入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に、新たに入居名義人になる者又はその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継は認めません。
④新たに駐車場を使用しようとするとき、世帯のうちいずれかが暴力団員である場合は、使用できません。
⑤入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
⑥入居予定者等が暴力団員であるかどうかを北海道警察本部長に照会します。ただし、「女子」、「１８歳未満又は７０歳以上の男子」、「外国人」は除きます。
⑦北海道警察本部長は、北海道知事に対し必要な情報を提供可能です。

§９．申込みにあたっての注意事項

①申込みは、１世帯１戸に限ります。複数申込みが判明した場合は失格となります。
②申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は失格となります。
③持ち家のある方は原則として申込みできませんが、売却や競売、差し押さえ等、特別な事情のある方については申込み可能です。（申込みの際、媒介契約書や売買契約書、裁判所又は弁護士による証明書等が必要です。）
④申込み時点で就職している方は、退職予定であっても収入の算定対象となります。
⑤現在公営住宅に住んでいる方は、証明するもの(認定通知書・診断書・住民票等)が必要となります。

§１０．家賃等について

①敷金は入居時家賃の２ヶ月分です。
②家賃は住戸毎に世帯の収入に応じて決定します。
③家賃は毎年４月、定期に変更する他、世帯に異動が生じた場合や収入に変動が生じた場合にはその都度変更する場合があります。いずれの場合も家賃算定に係る申告をして頂きます。
④駐車場が整備されている団地については、家賃とは別に駐車場使用料を徴収します。駐車場使用料については１２枚目の『募集住宅一覧表』にて確認ください。
⑤一部の団地を除き、浴槽・風呂釜及び給湯器等については、ガス会社からのリース又は買取となります。詳細については１９～２１枚目の『設備一覧表』にて確認ください。（ガス会社と契約）
⑥団地共通経費。詳細については§１２－②（５枚目）をご確認ください。（自治会で徴収）
⑦電気、水道、ガス、灯油、電話等については、各事業者と直接ご契約ください。

§１１．駐車場について

①駐車場は原則、１住戸につき１台駐車することができます。２台目以降の車については、空きがある場合、団地によっては駐車可能な場合があるのでお問い合わせください。空きが無い場合は別途月極駐車場等を確保してください。
②原則として、入居者又は同居者名義の車両以外は駐車できません。
③駐車可能な車両の大きさは、長さ４８０㎝、車幅１８０㎝までです。

§１２．その他注意事項

①団地内では犬猫等、動物の飼育はできません。
②団地共用部の維持管理は入居者の皆様が行うため、各団地毎の自治会活動に参加頂きます。維持管理の内容は、共用部電気代の負担、消耗品購入費、排水管・排水ますの清掃、共用廊下・階段の清掃、敷地内の草刈り、除雪等です。

§１３．入居者の決定方法

募集区分ごとの申込み件数が募集住戸数以内の場合は、申込みした方が入居資格審査のうえ入居者に決定しますが、申込み件数が募集住戸数を超えた場合は抽選により当選者を決定します。

①申込み受付時、募集区分ごとに、申込みした順に抽選番号を発行します。抽選番号は申込みした方に対し原則１番号付与されますが、当選率引き上げ条件（後述§１４）に該当する方には複数番号が付与されます。
②抽選番号は受付時に発行する『北海道営住宅抽選カード』に記載します。当選した場合は『北海道営住宅抽選カード』にて抽選番号を確認するので、大切に保管してください。（再交付は不可）
③抽選は公開抽選ですが、必ずしも出席する必要はありません。
④抽選に使用する抽選器は『ガラポン』です。
⑤抽選は募集区分ごとに行います。募集区分ごとに確定した、応募件数（抽選番号）分の数字が記載された玉をガラポンに入れ、最初に出た玉の数字と一致する抽選番号をお持ちの方が当選となります。抽選は応募件数の少ない順に行います。これは順次、玉数を増やしていくためです。
⑥募集区分に募集住戸が複数ある場合は募集住戸数分の抽選を行います。この場合、抽選会に出席している方で、なおかつ当選順番が早い方が優先的に希望の住戸を指定できます。
⑦当選した方が辞退した場合に備え、補欠当選者を数名抽選します。補欠当選者は抽選された順番に繰り上げ当選者候補となります。なお、補欠当選者は入居者が決定した時点で無効となります。

§１４．当選率の引き上げについて

複数年度連続して落選されている方や、北海道が「特に居住の安定を図る必要がある」と定めた方は、抽選番号を複数付与され当選率引き上げの優遇措置を受けることができます。

①複数年度連続して落選していて、申込み時に『北海道営住宅抽選カード』を持参している方。
⑴連続落選の年数に応じて抽選番号を増やします。
（初年１つ→１年落選２つ→２年落選３つ→３年落選４つ・・・以降１年１つずつ追加）
⑵１年度内に２回以上落選しても１年と数えます。
⑶１年度内に一度も申込が無かった場合、次年度は初年の申込者と同じ（抽選番号１つ）です。
⑷『北海道営住宅抽選カード』を紛失された場合も初年の申込者と同じ（抽選番号１つ）です。
②下表の条件のいずれかに該当する方は、該当する区分に応じて抽選番号を増やします（一般住宅のみ）
⑴該当項目ごとに１つ抽選番号が追加されます。ただし「母子(父子)世帯」「子育て世帯」「多家族世帯」のどれかに該当する方は、さらに１つ抽選番号が追加されます。
⑵同時に２以上の区分に該当する場合は、該当項目ごとにそれぞれ１つずつ抽選番号が追加されます。
例　・「高齢者」に該当→１つ抽選番号追加
・「高齢者」と「障がい者」に該当→２つ抽選番号追加
・「母子(父子)世帯」に該当→２つ抽選番号追加
・「母子(父子)世帯」と「子育て世帯」に該当→３つ抽選番号追加

区　分	対　象　と　な　る　条　件	添　付　書　類
高　齢　者	・入居申込者が60歳以上で同居する方がいない。 ・入居申込者が60歳以上であり、同居する方が60歳以上又は18歳未満である。 ・入居申込者又は同居する方のいずれかが60歳以上であり、同居する方が入居申込者の配偶者のみ又は配偶者と18歳未満のみである。	住民票謄本
海外引揚者	・海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない。	道援護事務主管課長の証明書
障　が　い　者	・入居申込者又は同居する方に身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が１級から４級までの方がいる。 ・入居申込者又は同居する方に精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が１級又は２級の方がいる。 ・入居申込者又は同居する方に重度又は中度の知的障害者（児）と判定された方がいる。（上記精神障害と同程度の場合） ・入居申込者又は同居する方に戦傷病者手帳の交付を受け、その障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３第１款症の方がいる。	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、道の福祉主管課長又は市町村長若しくは道又は市町村の福祉事務所の長の証明書
母子（父子）世帯	・扶養している20歳未満の子と同居する母子（父子）世帯。	戸籍謄本
子育て世帯	・中学校就学の始期に達するまでの方と同居する。	住民票謄本
多家族世帯	・4名以上の方と同居する（5人以上の世帯）。 ・3名以上の18歳未満の方と同居する。	住民票謄本
ＤＶ被害者	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第１条第２項に規定する被害者で、北海道営住宅条例施行規則第８条の２第１項１２のアからウまでのいずれかに該当する。 ア、配偶者暴力防止等法第３条第３項第３号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第５条の規定による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者 イ、配偶者暴力防止等法第１０条第１項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から５年を経過していないもの ウ、児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)第３８条に規定する母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して５年を経過していない者	女性相談支援センター長の証明書 裁判所の保護命令決定書
犯罪被害者	・犯罪被害者等基本法第２条第２項に規定する犯罪被害者等で、北海道営住宅条例施行規則第８条の２第１項１３のアからイまでのいずれかに該当する。	犯罪被害者であることの申立書
新婚世帯	・入居者及び配偶者の年齢が合計７０才以下であり、かつ、婚姻の届出の日から２年以内の方。	戸籍謄本 婚約関係については証明する書面
転入世帯	・申し込む団地の所在する市町と現に居住している市町村が異なる方。	住民票謄本

③上記①及び②のいずれにも該当する場合は、①と②それぞれの抽選番号を合算します。

§１５．政令月収と収入基準について

①収入（政令月収）について

⑴収入のある方が２人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

⑵１人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

②所得の求め方

⑴給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 650,999円	年間総所得金額＝0円	
651,000円～1,899,999円	年間税込総収入金額－650,000円	
1,900,000円～1,903,999円	年間総所得金額＝1,250,000円	
1,904,000円～1,907,999円	年間総所得金額＝1,252,800円	
1,908,000円～1,911,999円	年間総所得金額＝1,255,600円	
1,912,000円～1,915,999円	年間総所得金額＝1,258,400円	
1,916,000円～1,919,999円	年間総所得金額＝1,261,200円	
1,920,000円～3,599,999円	年間税込総収入金額を4で割り、その答えの	A×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	1,000円未満を切り捨てた額を右のAとする。	A×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	年間税込総収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～※	年間税込総収入金額－1,950,000円	

注１） ２ヶ所以上から給与を受けている方は、給与年収を合算してから所得金額を計算します。

※給与等の収入が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方又は23歳未満の扶養親族を有する方若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方の『給与所得の金額』

→ 給与等の収入金額（給与等の収入額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する額を（１）で求めた給与所得の金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。

【租税特別措置法41条の3の3第1項】

⑵年金所得者の所得の求め方（遺族、障害年金の所得は0円です）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額＝0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円
65歳未満	0円～ 600,000円	年間総所得金額＝0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円

注１）公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万以下の場合です。

注２）年齢は申込日現在によります。

注３）複数の年金を受給している方は、年金年収を合算してから所得金額を計算します。

給与所得と年金所得の双方の所得（合計金額１０万円超）がある方の『給与所得の金額』

（１）で求めた給与所得の金額（１０万円を超える場合は１０万円）と（２）で求めた年金所得の金額（１０万円を超える場合は１０万円）の合計金額から１０万円を引いた残額を（１）で算定した金額から控除し、その額を『給与所得の金額』とします。 《租税特別措置法第41条の３の３第２項》

⑶事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額－必要経費）

③控除対象者・控除額について

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区　　分		控　除　を　受　け　ら　れ　る　方	控　除　額
１基礎控除振替 （給与所得者、公的年金等所得者）		本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 （ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から１０万円（合計金額が10万円未満の場合はその額）の控除となります。）	１０万円まで （所得金額１０万円未満のときはその額）
２親族	同居者	本人以外で道営住宅に入居する方	３８万円
	別居扶養親族	道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方	
特別控除	３老人扶養親族 ４同一生計配偶者が70歳以上の者	７０歳以上の扶養親族又は同一生計配偶者	１０万円
	５寡婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が５００万以下の方	２７万円まで （所得金額から「１」を控除した後の残額が２７万円未満のときはその額）
	６ひとり親	本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額５８万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が５００万円以下の方	３５万円まで （所得金額から「１」を控除した後の残額が３５万円未満のときはその額）
	７障害者 ８特別障害者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ①心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち１級の方は特別障害者となります。 ④身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち１級又は２級の方は特別障害者となります。 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までの方は特別障害者となります。 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧６５歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	障害者 ２７万円 特別障害者 ４０万円
	９特定扶養親族	１６歳以上２３歳未満の扶養親族（配偶者は除く）	２５万円

（注１）上記は、控除対象者１人あたりの控除額

（注２）特別控除（３、５～８）は所得税法上認定された方であることが必要です。

（注３）特別控除の年齢要件については基準日があります。

④政令月収と収入基準について

政令月収に応じて次の８通りの収入基準に分類されます。

収入基準	政令月収	
Ⅰ	０円～１０４，０００円	
Ⅱ	１０４，００１円～１２３，０００円	
Ⅲ	１２３，００１円～１３９，０００円	
Ⅳ	１３９，００１円～１５８，０００円	原則階層はⅣまでです。
Ⅴ	１５８，００１円～１８６，０００円	
Ⅵ	１８６，００１円～２１４，０００円	裁量階層はⅥまでです。
Ⅶ	２１４，００１円～２５９，０００円	
Ⅷ	２５９，００１円～	

⑤計算例

⑴家族構成

本人（３９歳）会社員　　年間税込総収入4,192,500円

妻（３８歳）無職

母（６６歳）年金有（非扶養）　　年間税込総受給額1,587,200円

子（１６歳）高校生（別居扶養）　　特別控除に該当

⑵所得の計算

本人給与収入　4,192,500円

4,192,500円÷4＝1,048,125　→　1,000円未満切り捨て＝1,048,000円

1,048,000円×3.2－440,000円＝2,913,600円（年間総所得金額）

母年金受給額（65歳以上）　1,587,200円

1,587,200円－1,100,000円＝487,200円（年間総所得金額）

⑶収入（政令月収）の計算

{(2,913,600円＋487,200円)－(2人×100,000円)－(3人×380,000円)－250,000円}

÷12ヶ月＝150,900円（政令月収）

よって収入基準は（Ⅳ）階層である。

§１６．抽選結果について

①抽選結果については、抽選日から７日間、株式会社エーワンホームの店頭掲示板に掲示するほか、抽選日の翌日からＨＰでもご覧いただけます。

②抽選結果については、抽選日から２日以内に当選者の方へ連絡いたしますが、**落選者の方へは連絡いたしませんので、ご了解願います。**

③**抽選結果について、電話でのお問い合わせはご遠慮下さいますようお願い致します。**

§１７．募集区分について

①一般世帯向け

⑴現に同居し、又は同居しようとする者がいること

②単身者向け

入居者が次のいずれかに該当し、かつ、入居する方が１人であること（学生は除き、申込者本人に戸籍上の配偶者がいないこと及び同居者が居ない方）

⑴60歳以上の者

⑵以下に掲げる障害者で障害者手帳の交付を受けた方

ｱ　身体障害者手帳　１級から４級までに該当する方

ｲ　精神障害者保健福祉手帳　１級から３級に該当する方

ｳ　療育手帳　Ａ判定又はＢ判定に該当する方

⑶生活保護受給者

⑷戦傷病者手帳の交付を受け、特別項症から第６項症まで、又は第１款症の方

⑸原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けた方

⑹海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方

⑺ハンセン病療養所入所者等の方

⑻配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第１条第２項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の２に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当する方（DV被害者）

ｱ　配偶者暴力防止等法による一時保護又は保護が終了した日から起算して５年を経過していない方

ｲ　配偶者暴力防止等法にもとづく裁判所の退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者でその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの

⑼日本の国籍を有しない方

⑽北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に規定する帰国被害者等

⑾犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等（警察署に被害届等を提出しており、犯罪等により害を被った日から５年を経過していない方）で、現に居住している住宅に居住し続けることが困難になった方

⑿更生保護法に規定する保護観察対象者若しくは売春防止法に規定する保護観察に付されている方又は更生保護法に規定する更生緊急保護を受けている方

⒀生活困窮者自立支援法に規定する事業による援助を受けている方

⒁児童福祉法に規定する里親への委託が解除となった方又は児童福祉法に規定する施設を退所した方

⒂ＵＩＪターンによる転入者（道営住宅の市町に転入しようとする者又は転入してから５年以内である者で、次の要件をすべて満たすもの）

ｱ　住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算５年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと

ｲ　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤していたこと（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる）

⒃生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある介護士、保育士等

③高齢者等世帯向け　※次のいずれかに該当する方

⑴入居申込者が60歳以上であり、かつ、同居しようとする方がいて、その方が60歳以上又は18歳未満であること

⑵入居申込者又は同居しようとする方のいずれかが60歳以上の方であり、同居しようとする方が入居申込者の配偶者のみであり、又は配偶者と18歳未満の方のみであること

⑶入居申込者又は同居しようとする方に以下に掲げる障害者で障害者手帳の交付を受けた方がいること

ｱ　身体障害者手帳　１級から４級までに該当する方

ｲ　精神障害者保健福祉手帳　１級から２級に該当する方

ｳ　療育手帳　Ａ判定又はＢ判定に該当する方

⑷入居申込者又は同居しようとする方に上記"②単身者向け"の⑷~⑺のいずれかに該当する方がいること

④母子世帯及び父子世帯向け

現に扶養している20歳未満の子と現に同居し、又は同居しようとする母子又は父子の方

⑤18歳未満同居世帯向け

同居者に18歳未満の者がいること

⑥車いす対応住宅

入居者又は同居者若しくは同居しようとする者が、日常生活において車いすを使用することを常態とし、かつ継続的な医療を要する障がい者であって常時介護を必要とする者であり、次のいずれかに該当する方

⑴身体障害者手帳　１級から４級までに該当する方

⑵戦傷病者手帳の交付を受け、特別項症から第６項症まで、又は第１款症の方

⑦シルバーハウジング(高齢者等世話付き住宅)

公営住宅法に定める入居者資格(収入基準等)に該当する方で、自炊が可能な程度の健康状態であり、身体機能の低下などが認められる方か、高齢のため独立して生活するには不安があると認められた方で、次のいずれかに該当する世帯。

⑴高齢者単身世帯(60歳以上)

⑵高齢者(60歳以上)のみからなる世帯

⑶高齢者夫婦世帯

⑧子育て世帯向け(期限付入居)

現に同居し、又は同居しようとする小学校就学前の子がいること

§１８．募集住戸

募集住戸は、次ページ『募集住宅一覧表』に掲げます。

今回は一般世帯向け・単身者向け・母子世帯及び父子世帯向け・18歳未満同居世帯向け・車いす対応住宅の住戸を募集します。

次回の募集は、２月に予定しております。

募 集 住 宅 一 覧 表

○一般世帯向け【一般住宅】(３２戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
1	緑西	帯広市西１６条南４丁目８番２０	昭和61年	３ＬＤＫ	中耐５	68.3	5	412	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	3,940	なし	
						68.6	5	512	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500	3,940	なし	
						66.0	5	523	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	3,940	なし	
		帯広市西１６条南４丁目８番２３	昭和62年			65.7	6	423	17,100	19,700	22,600	25,400	29,100	33,600	3,940	なし	告知事項有
2	大空２	帯広市大空町９丁目１番地２	昭和51年	３ＬＤＫ	中耐４	70.6	丘32	303	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	3,130	要確認	平成16年全面改善
						68.1	丘32	304	17,800	20,600	23,500	26,500	30,300	35,000	3,130	要確認	平成16年全面改善
3	公園東町	帯広市公園東町２丁目１番地２	昭和54年	３ＬＤＫ	中耐５	66.7	1	502	15,800	18,200	20,900	23,500	26,900	31,000	3,840	要確認	
4	緑ヶ丘	帯広市西１５条南１７丁目２番地４８	昭和59年	２ＬＤＫ	中耐４	66.3	2	413	16,600	19,200	21,900	24,700	28,300	32,600	4,010	要確認	
5	緑ヶ丘	帯広市西１５条南１７丁目２番地４８	昭和60年	３ＬＤＫ	中耐４	71.9	3	412	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	4,010	要確認	
6	新緑	帯広市西２１条南４丁目１４番地	昭和61年	３ＬＤＫ	中耐５	78.3	1	503	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700	4,140	要確認	
						78.4	1	506	20,700	24,000	27,400	30,900	35,300	40,800	4,140	要確認	
			昭和62年		中耐３	77.9	2	203	21,300	24,600	28,100	31,700	36,300	41,900	4,140	要確認	
			昭和63年			78.3	3	303	21,500	24,900	28,400	32,100	36,700	42,300	4,140	要確認	
7	新緑第２	帯広市西２３条南３丁目３１番地２	平成1年	３ＬＤＫ	中耐３	77.0	2	103	20,600	23,800	27,300	30,700	35,100	40,600	3,550	要確認	
			平成5年			73.5	7	201	20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,800	3,550	要確認	
						73.5	7	203	20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,800	3,550	要確認	
			平成6年			77.5	8	301	21,300	24,500	28,100	31,700	36,200	41,800	3,550	要確認	
8	中央	帯広市東８条南１２丁目１番地１０	平成8年	３ＬＤＫ	高耐９	70.2	1	204	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	3,690	なし	
						67.3	1	206	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	3,690	なし	

募 集 住 宅 一 覧 表

○一般世帯向け【一般住宅】(３２戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
9	大空	帯広市大空町１丁目１番地１	平成14年	３ＬＤＫ	中耐３	73.2	6	308	22,000	25,500	29,100	32,800	37,500	43,300	3,130	要確認	
10	共栄台	音更町共栄台東１２丁目５番１４号	平成17年	３ＬＤＫ	耐火２	71.4	3	202	24,100	27,800	31,800	35,900	41,000	47,300	3,500	要確認	
11	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地３９	昭和51年	２ＬＤＫ	中耐４	58.0	2	203	16,800	19,400	22,200	25,100	28,600	33,000	3,370	要確認	平成20年全面改善
		幕別町札内あかしや町４７番地４２	昭和53年			62.8	5	203	18,600	21,500	24,500	27,700	31,600	36,500	3,370	要確認	平成23年全面改善
12	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地４０	昭和52年	３ＬＤＫ	中耐４	67.1	3	304	19,600	22,600	25,900	29,200	33,400	38,500	3,370	要確認	平成22年全面改善
		幕別町札内あかしや町４７番地４２	昭和53年			72.5	5	401	21,500	24,800	28,300	32,000	36,500	42,200	3,370	要確認	平成23年全面改善
		幕別町札内あかしや町４７番地３	昭和54年			73.6	6	204	21,900	25,300	29,000	32,700	37,400	43,100	3,370	要確認	平成23年全面改善
						74.0	6	401	22,100	25,500	29,100	32,900	37,600	43,300	3,370	要確認	平成23年全面改善
13	若草	幕別町札内若草町５４０番地１８	平成10年	３ＬＤＫ	中耐３	71.5	1	304	21,100	24,300	27,900	31,400	35,900	41,400	3,370	要確認	
		幕別町札内若草町５４０番地２４	平成11年			71.3	3	306	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500	3,370	要確認	
						71.3	4	301	21,100	24,400	27,900	31,500	36,000	41,500	3,370	要確認	
		幕別町札内若草町５４０番地２６	平成12年			71.3	6	305	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	41,700	3,370	要確認	
14	とかち野	幕別町札内文京町２５番地５５	平成19年	３ＬＤＫ	耐火２	72.3	1	215	22,100	25,500	29,200	32,900	37,700	43,500	3,280	なし	

○単身者向け【一般住宅】(２戸)　　**※単身者向けは、60歳以上又は障害者・生活保護受給者・DV被害者であるなど申込に一定の条件があります。**

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
15	大空２	帯広市大空町９丁目１番地１	昭和52年	２ＬＤＫ	中耐４	68.8	丘35	401	18,100	20,900	23,900	26,900	30,800	35,500	3,130	要確認	平成17年全面改善
16	新緑	帯広市西２１条南４丁目１４番地	昭和61年	２ＬＤＫ	中耐５	57.4	1	305	15,300	17,700	20,200	22,800	26,100	30,100	4,140	要確認	

募　集　住　宅　一　覧　表

○母子世帯及び父子世帯向け【特目住宅】(７戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
17	緑西	帯広市西１６条南４丁目８番２０	昭和61年	３ＬＤＫ	中耐５	68.3	5	312	17,700	20,400	23,400	26,300	30,100	34,800	3,940	なし	
18	大空２	帯広市大空町９丁目１番地２	昭和51年	２ＬＤＫ	中耐４	66.5	丘32	105	17,400	20,100	23,000	25,900	29,600	34,200	3,130	要確認	平成16年全面改善
19	新緑	帯広市西２１条南４丁目１４番地	昭和61年	３ＬＤＫ	中耐５	77.9	1	204	21,000	24,200	27,700	31,300	35,800	41,300	4,140	要確認	
20	新緑第２	帯広市西２３条南３丁目３１番地２	平成5年	３ＬＤＫ	中耐３	73.5	7	104	20,300	23,400	26,800	30,200	34,500	39,800	3,550	要確認	
21	大空	帯広市大空町１丁目２番地１	平成13年	３ＬＤＫ	中耐３	73.7	3	202	22,300	25,700	29,400	33,200	38,000	43,800	3,130	要確認	
22	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地４２	昭和53年	２ＬＤＫ	中耐４	62.8	5	102	18,600	21,500	24,500	27,700	31,600	36,500	3,370	要確認	平成23年全面改善
23	若草	幕別町札内若草町５４０番地２４	平成11年	３ＬＤＫ	中耐３	71.3	4	205	21,300	24,600	28,100	31,700	36,300	41,900	3,370	要確認	

○１８歳未満同居世帯向け【特目住宅】(６戸)

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
24	緑西	帯広市西１６条南４丁目８番２３	昭和62年	３ＬＤＫ	中耐５	68.3	6	312	17,900	20,700	23,700	26,700	30,500	35,300	3,940	なし	
25	新緑	帯広市西２１条南４丁目１４番地	昭和62年	３ＬＤＫ	中耐３	77.9	2	202	21,300	24,600	28,100	31,700	36,300	41,900	4,140	要確認	
26	新緑第２	帯広市西２３条南３丁目３１番地２	平成1年	３ＬＤＫ	中耐３	77.0	4	203	20,600	23,800	27,300	30,700	35,100	40,600	3,550	要確認	
27	中央	帯広市東８条南１２丁目１番地１０	平成8年	３ＬＤＫ	高耐９	70.2	1	604	20,600	23,800	27,200	30,700	35,100	40,500	3,690	なし	
28	あかしや南	幕別町札内あかしや町４７番地４２	昭和53年	３ＬＤＫ	中耐４	71.8	5	105	21,300	24,500	28,100	31,700	36,200	41,800	3,370	要確認	平成23年全面改善
29	若草	幕別町札内若草町５４０番地２６	平成12年	３ＬＤＫ	中耐３	71.3	6	103	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	42,100	3,370	要確認	告知事項有

○車いす対応住宅【特目住宅】(１戸)　**※車いす対応住宅は、常時車いすを使用し、かつ継続的な医療を要する障害者であって、常時介護を必要とする者がいる世帯が申込みできます。**

受付番号	団地名	所在地	建設年度	型式	構造	面積(㎡)	棟番号	室番号	家賃(一般階層)				家賃(裁量階層)		駐車場		備考
									Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	(１台)	(2台)	
30	柏林台中央	帯広市柏林台中町１丁目３番２	平成21年	２ＬＤＫ	中耐５	71.6	B	106	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200	3,680	なし	

別記第1号様式（第6条関係）

抽選番号	

北　海　道　営　住　宅　入　居　申　込　書

申込者	〒 現住所	(ふりがな)	
	本籍地(国籍)	氏　名	
	電　話(自宅)　　(会社等)		

道営住宅に入居する者等			氏　名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職　業
	入居者			本人	．　．			．	
	同居する者	(ふりがな)			．　．			．	
		(ふりがな)			．　．			．	
		(ふりがな)			．　．			．	
		(ふりがな)			．　．			．	
		(ふりがな)			．　．			．	
	別居扶養親族	(ふりがな)			．　．			．	
		(ふりがな)			．　．			．	

希望の団地等						
	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅　・　子育て世帯向け住宅				
	団地・地区名		間取り		階数	
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅			
			特殊事情			
	摘要					

注　太枠の部分に記入してください。

＜収入計算表＞（指定管理者記入欄）

1　所得

＝
＝
＝
所得合計

2　控除額

基礎控除振替額		円×	人＝
同居・扶養控除額	380,000	円×	人＝
老人扶養控除額	100,000	円×	人＝
特定扶養親族控除額	250,000	円×	人＝
障害者控除額	270,000	円×	人＝
特別障害者控除額	400,000	円×	人＝
寡婦控除額		円×	人＝
ひとり親控除額		円×	人＝

控除額合計

3　公営住宅法に定める収入月額

所得金額：
- 控除金額：
収入年額：

収入月額：

4　年度入居収入基準

円

5　入居収入基準　　適合・不適合

審査者名：

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。 1　現在住宅以外の建物又は場所に居住している。 2　保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3　他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4　住宅がないため、親族と同居することができない。 5　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状態にある。 6　自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。 7　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8　収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9　その他（具体的に記入してください。） （　　）
現在の住宅の状況	現在居住している住宅の種類 1　民間アパート　・　賃貸マンション　　2　寮　　3　借間　・　下宿 4　都市再生機構・公社住宅　　5　社宅　　6　公営住宅 7　その他（　　）
	現在居住している住宅の間取り
	現在居住している住宅の家賃等
	現在居住している世帯構成

この申込みについては、次のことを誓約します。

1　この申込書に記入した事項は、すべて事実に相違ありません。

2　この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消を受けても異議を申し立てしません。

3　この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。

4　申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和　　年　　月　　日

北海道十勝総合振興局長　様

申込者氏名

＜処理欄＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

（ 記 載 例 ～ 裏面もあります ）

別記第1号様式（第6条関係）

アパート・マンション名、部屋番号を記入してくださ

ふりがなを記入してください

抽選番号

北 海 道 営 宅 入 居 申 込 書

申込者	現住所 帯広市西２１条南３丁目１６番地 Ａアパート１０１	(ふりがな)	ほっかい たろう
	本籍地(国籍) 北海道帯広市西５条北１丁目３番地５	氏 名	北 海 太 郎
	電 話(自宅) 0155-24-1122 (会社等) 0155-21-2233		

道営住宅に入居する者等	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職業
入居者	北海 太郎	本人	S40. 5.25	48	㈱北海商事 帯広市西１６南１	10.	会社員
同居する者	花子	妻	S45.12.25	42	㈱北海建設 帯広市西１６南２	11.	会社員
	次郎	子	H4. 4. 4	21		.	大学生
	三郎	子	H8. 8. 8	17		.	高校生
			. .			.	
			. .			.	
別居扶養親族	北海 道男	父	S11. 1. 1	78		.	
	道子	母	S11. 2. 2	77		.	

希望の団地等					
住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅 ・ 子育て世帯向け住宅				
団地・地区名	○○ 団地	間取り		階数	
特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅			
		特殊事情			
摘要					

希望の団地等については、団地名のみ記載してください

申込みする部屋の間取りを記入してください

特定目的住宅への入居希望欄は記載不要です

注 太枠の部分に記入

＜収入計算表＞（指定管理者記入欄）

1 所得 ＝ ＝ ＝ 所得合計	3 公営住宅法に定める収入月額 所得金額： ― 控除金額： 収入年額： 収入月額：
2 控除額 基礎控除振替額 円× 人＝ 同居・扶養控除額 380,000 円× 人＝ 老人扶養控除額 100,000 円× 人＝ 特定扶養親族控除額 250,000 円× 人＝ 障害者控除額 270,000 円× 人＝ 特別障害者控除額 400,000 円× 人＝ 寡婦控除額 円× 人＝ ひとり親控除額 円× 人＝ 控除額合計	4 年度入居収入基準 円 5 入居収入基準 適合・不適合 審査者名：

（　裏　）

住宅の困窮状況

次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。

1　現在住宅以外の建物又は場所に居住している。
2　保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。
3　他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。
4　住宅がないため、親族と同居することができない。
5　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。
6　自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。
7　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。
(8)　収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。
9　その他（具体的に記入してください。）

該当するものに○を付けてください

該当するものに○を付けてください

現在の住宅の状況

現在居住している住宅の種類

(1)　民間アパート　・　賃貸マンション　　2　寮　　3　借間　・　下宿
4　都市再生機構・公社住宅　　5　社宅　　6　公営住宅
7　その他（　　）

現在居住している住宅の間取り

２ＬＤＫ

現在居住している住宅の家賃等

５８，０００円

現在居住している世帯構成

本人・妻・子２人

この申込みについては、次のことを誓約します。

1　この申込書に記入した事項は、すべて事実に相違ありません。
2　この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消を受けても異議を申し立てしません。
3　この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。
4　申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和○○年××月△△日

北海道十勝総合振興局長　様

申込者氏名　　**北　海　太　郎**

＜処理欄＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

別記様式第１

給　与　証　明　書

北海道十勝総合振興局長　　様

令和　　年　　月　　日

住　　所
事 業 主 氏 名　　印
電　話　番　号（　　－　　－　　）
給与担当者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

（単位：円）

区　分		年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	合　計
給与の内訳	基本給													
	賞　与													
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当													
	手当													
	手当													
	合　計													

採　用　年　月　日
年　　月　　日

扶養親族の数				障害者の数		寡婦	ひとり親
配偶者	老　人	特　定	その他	特　別	その他		
有・無	人	人	人	人	人		

備考	

※　記載上の注意事項

１　現在の勤務先における、申請直近までの１２ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。

２　給与の支給期間が１２ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。

３　非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。

４　代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

別記様式第１

記　載　例

給　与　証　明　書

北海道十勝総合振興局長　様

令和　　年　　月　　日

住　　所　帯広市西○○条南○○丁目
事 業 主 氏 名　○○株式会社　　印
電　話　番　号　（０１５５－２３－４５６７）
給与担当者氏名　十勝　花子

証明を受ける方の氏名を記入。

必ず社印を押して下さい。

北海　太郎　に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

（単位：円）

区　分		○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	合　計
給与の内訳	基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	960,000
	賞　与				50,000					100,000				150,000
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当	5,000	3,000	5,000				2,000	5,000	5,000		3,000		28,000
	手当													
	手当													
	合　計	85,000	83,000	85,000	130,000	80,000	80,000	82,000	85,000	185,000	80,000	83,000	80,000	1,138,000

採　用　年　月　日
○○年○○月○○日

扶養親族の数				障害者の数		寡婦	ひとり親
配偶者	老　人	特　定	その他	特　別	その他		
有・(無)	人	１　人	人	１　人	人		○

備考	時給：750円 平均勤務期間：5.5時間 平均勤務日数：20日

該当する項目がある場合記入。

勤め始めで支払い実績が無い場合は、上記の様に概算月額が算出できる様に記載して下さい。

※　記載上の注意事項

１　現在の勤務先における、申請直近までの１２ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。

２　給与の支給期間が１２ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。

３　非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。

４　代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

別記第３号様式

無　職　無　収　入　申　出　書

私は、現在、無職となっており、収入の無いことを下記のとおり申し出いたします。

記

※直近の就業履歴及び現在の生計維持の方法についてお書きください。

令和　　年　　月　　日

北海道十勝総合振興局長　　様

住　所

氏　名

留意事項

（注１）　この申し出をしたのちに、就職等により収入を得ることとなった場合は、速やかに総合振興局長に申し出てください。

（注２）　この申し出を行った方については、税務関係機関への調査を行いますが、必要によってはあなたに事実関係の確認を行うことがあります。

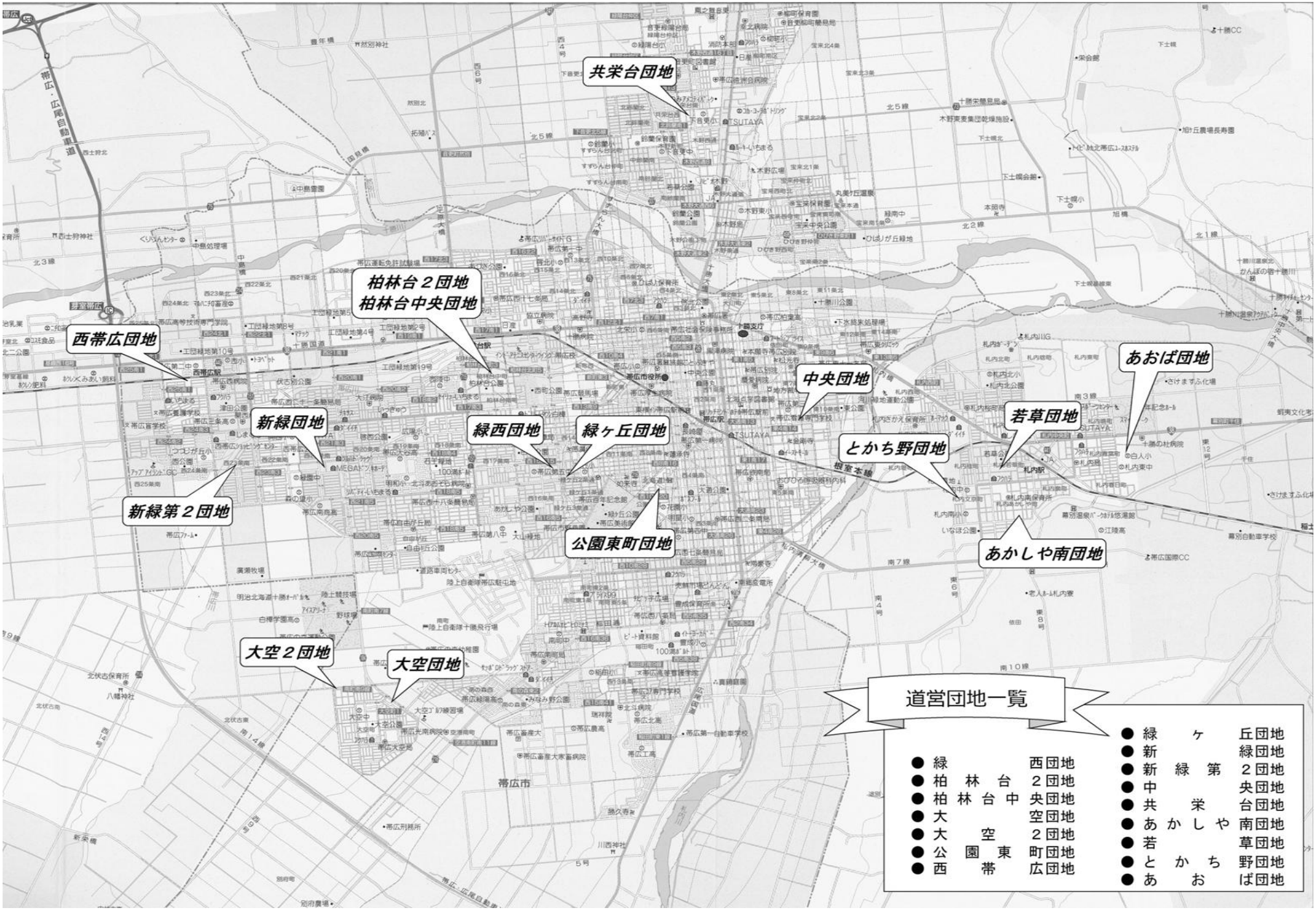
共栄台団地
柏林台２団地
柏林台中央団地
西帯広団地
新緑団地
緑西団地
緑ヶ丘団地
中央団地
あおば団地
若草団地
とかち野団地
新緑第２団地
公園東町団地
あかしや南団地
大空２団地
大空団地
帯広市
道営団地一覧
● 緑西団地
● 柏林台２団地
● 柏林台中央団地
● 大空団地
● 大空２団地
● 公園東町団地
● 西帯広団地
● 緑ヶ丘団地
● 新緑団地
● 新緑第２団地
● 中央団地
● 共栄台団地
● あかしや南団地
● 若草団地
● とかち野団地
● あおば団地

設　備　一　覧　表　（　帯　広　市　内　）

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器（浴室）		暖房設備				給湯器・コンロ（台所）		ＴＶアンテナ
						風呂釜／給湯器	備考	ストーブ	灯油／ガス	煙突式／ＦＦ式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
緑西	4～6号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	無 （入居者が設置）	無	無	有 （共同）
柏林台２	20～21号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	無 （入居者が設置）	無	無	有 （共同）
大空２	31･32･35号棟	有	有	無	ＬＰ	無	給湯器　（追焚き有）	無	灯油	ＦＦ式	有 （集合タンク）	無 （浴室と共用）	無	有 （共同）
公園東町	1号棟	無	無	無	天然	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	煙突式	有 （集合タンク）	無 （浴室と共用）	無	有 （共同）
西帯広	1～3号棟	無	無	無	天然	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	煙突式	有 （集合タンク）	無 （浴室と共用）	無	有 （共同）
	4～6号棟	無	無	無	天然	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	煙突式	無 （入居者が設置）	無 （浴室と共用）	無	有 （共同）
緑ヶ丘	1～3号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	無 （入居者が設置）	無	無	有 （共同）
	1号棟425号室	無	無	無	天然	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	煙突式	無 （入居者が設置）	無	無	有 （共同）
新緑	1～4号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式	有 （集合タンク）	無	無	有 （共同）
新緑第２	1～4号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式 （ＦＦ式）	有 （集合タンク）	無	無	有 （共同）
	5～7号棟	無	無	無	天然	無	風呂釜	無	灯油	煙突式 （ＦＦ式）	無 （入居者が設置）	無	無	有 （共同）
	8～9号棟	無	無	無	天然	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	ＦＦ式	無 （入居者が設置）	無 （浴室と共用）	無	有 （共同）
中央	1～3号棟	有	有	無	天然	ＴＥＳ（ガス給湯暖房機）設置済み。機器は帯広ガス所有につき、契約が必要です。							無	有 （共同）
大空	1～6号棟	無	有	無	ＬＰ	有　（北海道が設置）	給湯器　（追焚き有）	無	灯油	ＦＦ式	有 （集合タンク）	有 （浴室と共用）	無	有 （共同）
柏林台中央	A･B棟	有	有	有	天然	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	ＦＦ式	有 （集合タンク）	無 （浴室と共用）	無	有 （共同）

注１）電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)、水道は帯広市(上下水道部料金課料金係☎0155-65-4213)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注２）ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注３）風呂釜・給湯器・ストーブ・コンロなどが無い団地については、各業者に確認し、入居者様負担で設置してください。

注４）照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注５）網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

注６）カーテンレールは備え付けられておりません(大空２・中央・大空・柏林台中央団地を除く)。入居者様各自で設置ください。

設　備　一　覧　表　（　音　更　町　内　）

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器（浴室）		暖房設備				給湯器・コンロ（台所）		TV アンテナ
						風呂釜／給湯器	備考	ストーブ	灯油／ガス	煙突式／ＦＦ式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
共栄台	1～4号棟	無	有	無	ＬＰ	有　（北海道が設置）	給湯器　（追焚き有）	無	灯油	ＦＦ式	有 （集合タンク）	有 （浴室と共用）	無	有 （共同）

注１）電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)、水道は音更町(建設水道部上下水道課料金係☎0155-42-2111)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。

注２）ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。

注３）風呂釜・給湯器・ストーブ・コンロなどが無い団地については、各業者に確認し、入居者様負担で設置してください。

注４）照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。

注５）網戸は備え付けられておりません。入居者様各自で設置ください。

設　備　一　覧　表　（　幕　別　町　内　）

団地名	棟番号	エレベーター	共用玄関スロープ	バリアフリー	ガス	風呂釜・給湯器（浴室）		暖房設備				給湯器・コンロ（台所）		TV アンテナ
						風呂釜／給湯器	備考	ストーブ	灯油／ガス	煙突式／ＦＦ式	灯油タンク	給湯器	コンロ	
あかしや南	1～6号棟	有	有	無	ＬＰ	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	無（浴室と共用）	無	有（共同）
若草	1～6号棟	無	有	無	ＬＰ	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	無（浴室と共用）	無	有（共同）
とかち野	1号棟(一般)	無	有	有	ＬＰ	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	無（浴室と共用）	無	有（共同）
	1号棟(ｼﾙﾊﾞｰ)	無	有	有	ＬＰ	有　（北海道が設置）	電気温水器	無	灯油	ＦＦ式	有（集合タンク）	有（浴室と共用）	無	有（共同）
あおば	1～4棟	無	無	無	ＬＰ	無	給湯器　（追焚き無）	無	灯油	ＦＦ式	有（個別）	無（浴室と共用）	無	有（共同）

注１）電気は北海道電力(株)様(ほくでん契約センター☎0120-12-6565)、水道は幕別町(水道部水道課庶務係☎0155-54-6624)との契約が必要です。各自連絡お願い致します。
注２）（あかしや南・とかち野・あおば団地）ガスは帯広ガス(株)様(☎0155-24-4200)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。
注３）（若草団地１・３・５号棟）ガスは熱原帯広(株)様(☎0155-24-1241)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。
注４）（若草団地２・４・６号棟）ガスは北海道エア・ウォーター(株)様(☎0155-56-2024)との契約が必要となります。各自連絡お願い致します。
注５）風呂釜・給湯器・ストーブ・コンロなどが無い団地については、各業者に確認し、入居者様負担で設置してください。
注６）照明器具は備え付けられておりません(玄関・浴室・トイレ・洗面所・台所を除く)。入居者様各自で設置ください。
注７）網戸は備え付けられておりません。（あおばは除く）入居者様各自で設置ください。

お　問　い　合　わ　せ　先

エーワン、創造設計舎コンソーシアム
〒０８０－００１８　帯広市西８条南１３丁目２番地
ＴＥＬ　０１５５－２２－２０１３　　ＦＡＸ　０１５５－２７－３４５５
窓口受付時間　（平日）午前8：45～午後7：00　（土・日・祝）午前8：45～午後6：00　※入居申込受付期間中は午前8：45～午後7：00
http://www.obihiro-chintai.com/0/0/0/douei